

後期高齢者医療保険の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で決まり、2年ごとに見直しを行っています。

※所得割額＝所得(総所得金額－33万円)×所得割率

平成28・29年度の保険料

均等割額 42,690円 (+850円)

所得割率 8.55% (+0.56%)

※保険料の賦課限度額は57万円

※平成28年度の保険料の通知は7月中旬に発送します。

保険料増加の主な要因

- ①高齢者の1人当たりの医療費が増加しており、平成28・29年度の2年間で約2.78%増加する見込みです。
- ②本制度の被保険者が保険料として負担する率は、政令により、10.99%に改定されました(0.26%の増加)。

保険料の軽減措置

保険料は所得に応じて計算しますが、所得の少ない世帯の方には軽減措置があります。均等割額の2割軽減および5割軽減について、所得基準額の引き上げにより対象者を拡大します。

被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない場合)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)以下	5割
33万円+(48万円×被保険者数)以下	2割

問 県後期高齢者医療保険広域連合(☎058-387-6368)または市民課保険年金係(内線135)

第30回消防操法大会および 第21回団長閲団

市では、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、消防操法大会と団長閲団を開催します(今年度より同時開催)。

地域防災力の担い手として期待に応える消防団員が訓練成果を発表しますので、ぜひお出掛けください。

日 時 5月29日(日) 午前9時開始(雨天決行)

場 所 市総合公園・多目的広場

種 目 小型ポンプ操法、小隊訓練



消防団活動写真
コンクール作品
も募集!!

問 消防本部警防課(☎☎0041)

登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、交付年月日や証明書の種類などを事前に登録のあった方に郵送で通知する制度です。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の防止、委任状偽造の未然防止を目的とするものです。

登録できる人

▷土岐市の住民基本台帳に記載されている人

▷土岐市の戸籍に記載されている人

※死亡および失踪宣告を受けた人は登録できません。

必要なもの

▷事前登録申込書

▷本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証など)

ご注意ください

▷この制度は、証明書などを第三者に交付して良いかを本人に確認するものではありません。

▷登録期間は、申し込みの日の翌日から3年間です。

▷代理人または法定代理人が申し込みするときは事前に問い合わせください。

問 市民課住民係(内線141)